工事請負契約

リース部材使用に係る特約条項

（リース部材の使用）

第１条　受注者は、博覧会開催の趣旨に鑑み、本契約に使用する工事材料等に、民法２４２条但書に基づき受注者又は第三者が所有権を留保する部材（以下「リース部材」という。）を使用して、工事目的物を完成させることができる。ただし、リース部材の品質は、工事請負契約第１４条に定める品質と同等の品質を有するものでなければならない。

２　受注者は、リース部材を使用するときは、事前にリース部材の所有者に対し、工事目的物の完成のために使用し協会又は第三者の使用に供することについて、所有者との合意又は書面の承諾を得ておくものとする。ただし、リース部材が受注者の所有に属する場合は、この限りではない。

３　第１項に基づき、受注者がリース部材を本事業に使用する場合には、事前に協会と協議し、協会の承諾を得るものとする。

４　協会は、第３項に定める受注者との協議を踏まえ、工事請負契約第２０条に基づき、同第１４条の設計図書に定める工事材料の品質（所有権の帰属等）を変更することができるものとする。

（リース部材を用いた施工部分の検査、引渡し）

第２条　協会は、リース部材を用いた施工部分（以下「リース部分」という。）を含め工事目的物を一体として、工事請負契約第３２条に基づき、検査を実施し、工事目的物の引渡しを受けるものとする。

（リース部分の無償使用）

第３条　受注者は、工事目的物の引渡し後、リース部分について、協会が無償で使用することを承諾する。

２　協会と受注者は、工事目的物のうちリース部分と協会の所有に属する部分との区別が困難であることを踏まえ、協会がリース部分についても、民法６５９条に定める自己の物と同一の注意義務をもってリース部分を使用、管理すれば足りるものとし、また、協会は、受注者の承諾を得ることなく、リース部分を協会の所有に属する部分と一体で第三者に使用させることができるものとする。

３　協会は、リース部分も含め、自身の費用負担により火災保険を付保するものとする。

４　協会による無償使用期間は、工事請負契約第３２条第５項による引渡し又は同第３４条第１項による部分使用のいずれか早いときから、工事目的物の解体完了時までとする。

（引渡し後の損害等の処理）

第４条　工事目的物の引渡後にリース部分の使用に伴い協会が自己または第三者に損害を及ぼしたときは、工事請負契約第４２条その他特段の定めがある場合を除き、協会の責任と費用負担において処理するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）が受注者の責めに帰すべき理由により生じた場合又はリース部材の品質による場合は、この限りではない。

（リース部分の改造等）

第５条　協会は、受注者に事前に書面による通知の上、展示物や什器等工作物の設置その他の目的からリース部分の一部を改造または撤去（以下「改造等」という。）を行うことができるものとする。

２　改造等に要する費用は、協会またはリース部分を使用する第三者の負担とする。

３　協会は、第１項に基づく改造等を行った部分について、第３条第４項に定める無償使用開始時の状況まで回復するものとする。ただし、受注者との間で所有権侵害部分の金銭補填等の協議が成立し受注者が原状回復を要さないことを承諾した場合は、この限りでない。

（リース部分の返還）

第６条　協会は、第３条第４項に定める引渡し時にリース部分を同項の定める無償使用開始時の状況まで回復のうえ受注者に返還するものとする。但し、工事目的物の用法に従った使用に伴う劣化、自然消耗部分は回復の対象外をする。

２　リース部分の撤去に要する費用については、解体撤去工事請負契約において定めるものとする。

（工事請負契約の適用）

第７条　本特約条項に定めのない事項については、工事請負契約の各条項が適用されるものとする。